

新聞販売業 配達中の労働災害をなくそう!!

群馬労働局健康安全課

平成28年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上労働災害のうち、新聞販売業は2.5%を占めており、中長期的には増減を繰り返しています。

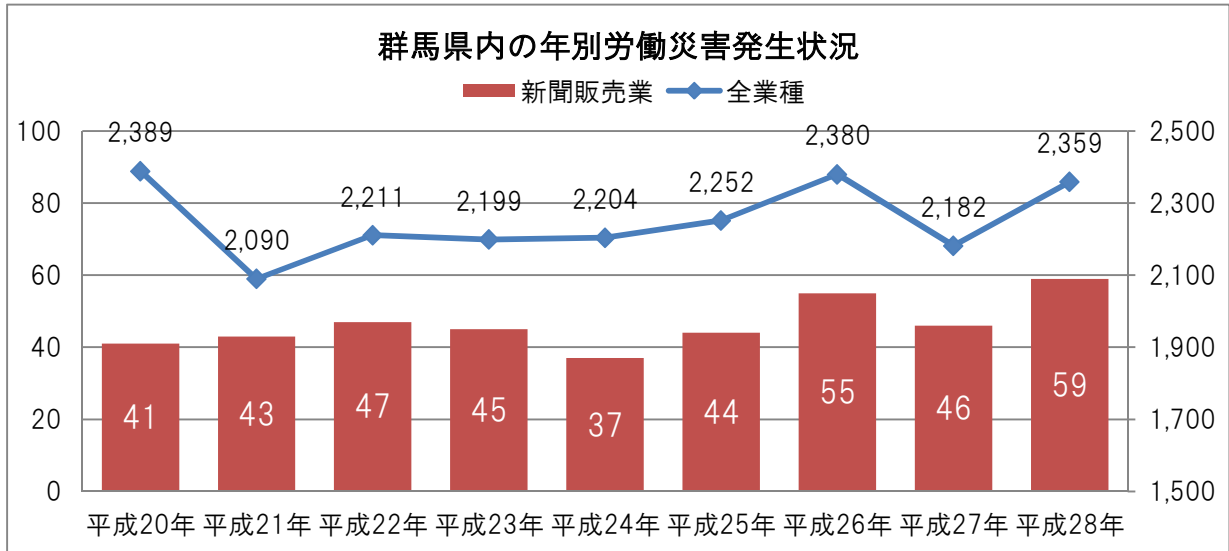


図-1 全業種及び新聞販売業における労働災害発生年別推移
資料:労働者死傷病報告

新聞販売業では、交通事故による災害(63.9%)が最も多く、次いで転倒災害(28.6%)が多くなっています。

交通事故による災害は、7月及び冬季に多く発生しています。

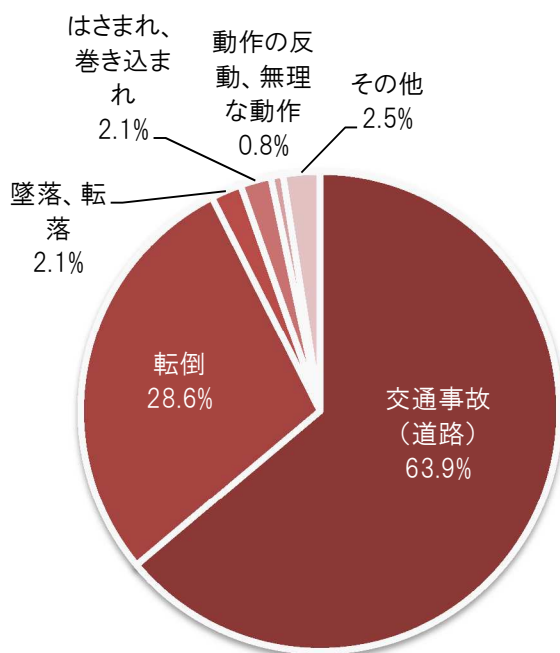


図-2 新聞販売業における事故の型別労働災害発生状況(H24~H28)
資料:労働者死傷病報告

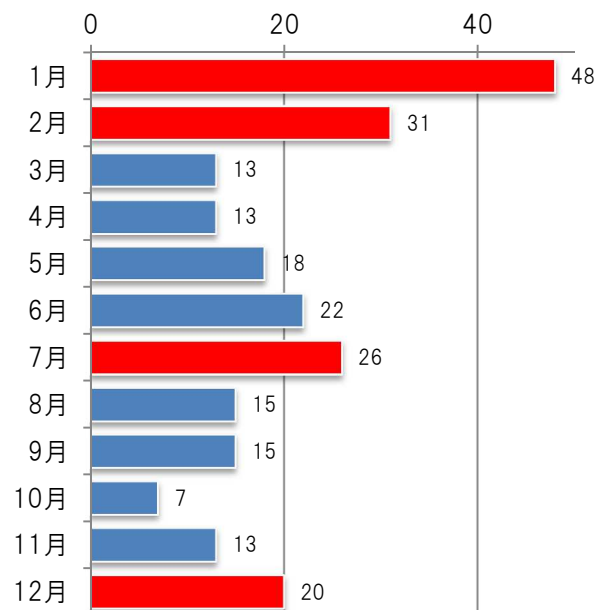


図-3 新聞販売業における交通事故の月別発生状況(H24~H28)
資料:労働者死傷病報告

新聞販売業の労働災害は、50歳以上で全体の約6割を占めています。
また、重症度も高く、休業見込み1か月以上の災害が8割を超えています。

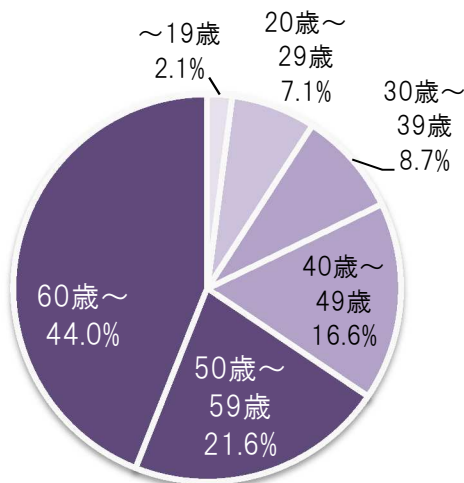


図-4 新聞販売業における年齢別労働災害発生状況(H24～H28)
資料:労働者死傷病報告

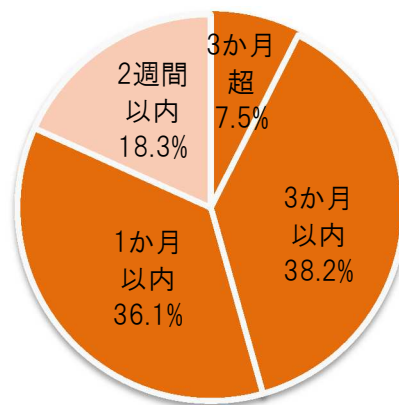


図-5 新聞販売業における休業見込別労働災害発生状況(H24～H28)
資料:労働者死傷病報告

1 バイク運転中の交通事故を防ぎましょう

- (1)交通事故の多くは、朝刊配達時、バイク運転中に交差点で自動車との衝突により発生しています。
- (2)この他、運転中に対向車線はみ出し、前方不注意、バランスを崩しての事故が発生しています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った対策を進めましょう

1. 労働災害防止は事業者の責務です。事業者は、対策を積極的に推進しましょう。
2. 労働者は、事業者が行う措置に協力し、交通労働災害防止に努めましょう。
3. 事業者は労働者に対して、雇入れ時教育、日常の教育を徹底し、交通法規の遵守の徹底を図るとともに、交通労働災害防止のための知識を付与しましょう。
4. 事業者は、交通事故発生情報、ヒヤリ／ハット事例に基づき、交通安全情報マップを作成し、配布、掲示、啓発等を行いましょ。
5. 事業者は、異常気象時には、走行の中止や安全な場所で一時待機する等労働者に適切な指指示を行いましょ。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」:

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703-1a.pdf>

2 配達、集金中の転落・転倒事故を防ぎましょう

転落・転倒災害防止のポイント

1. 滑り止めのある靴を履かせて業務を行わせましょ。
2. 時間に余裕のある配達計画を作成し、慌てず、足下に注意して階段の上り下りするよう、繰り返し教育を徹底しましょ。
3. 事業者は、転落・転倒事故が発生した場所の情報、ヒヤリ／ハット事例に基づき、ヒヤリマップを作成し、配布、掲示、啓発等を行いましょ。